

経営者のための生命保険講座 第 158回

今回のテーマ

定期保険の福利厚生プランについて

役員、従業員の福利厚生制度の充実が図れ、弔慰金準備にも最適の【定期保険】。割安な保険料で大きな保障が得られる、定期保険の福利厚生プランについてご紹介いたします。

弔慰金資金を確保できます！

●従業員が万一の際、死亡保険金を弔慰金資金に充てることができます。

割安な保険料で大きな保障が得られます！

●掛け捨ての定期保険のため、割安な保険料で大きな保障が得られます。

保険料は全額損金算入できます！

●保険料の損金算入により、実質負担の軽減が図れます。

関連通達：法人税基本通達9-3-5/平成8年7月4日付、課法2-3(例規)

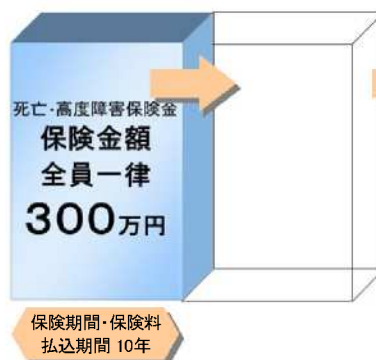
団体事務費が受け取れます！

●保険料の3%を団体事務費としてお受け取りいただけます。
但し、最低10名以上の方のご加入が必要です。

【ご契約例】45歳男性・20名の場合

| ご契約形態 | |
|----------|-------|
| ご契約者 | 法人 |
| 被保険者 | 従業員全員 |
| 死亡保険金受取人 | 法人 |

24,720円



退職時に契約者を個人に
名義変更することで継続も
可能です。
※名義変更時の解約返戻金相当額
が退職慰労金とみなされます。

※平成20年12月現在の税制に基づいております。

保険料は一例になります。新規従業員の追加加入・退職従業員の解約手続き等のメンテナンスが、福利厚生制度においては重要です。企業発展の土台を築いている従業員のために、生命保険による計画的資金準備をご検討されてはいかがでしょうか？
具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>